

# 部活動に係る基本方針

## 1 部活動の方針

久留米市部活動方針等を踏まえ、部活動を有効な教育活動の一環として位置付けた上で、以下の方針の下、学校全体で部活動の指導及び運営が実施されることを目指す。

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、生徒の連帯感や責任感の育成、異なる年齢集団における適切な人間形成、時間や環境を大切にす態度を養う場とする。
- (2) 部活動においては、記録や成績のみを重視するのではなく、生徒の自主性を尊重し、活動目標や内容を検討するとともに、生徒の良さを見つけて伸ばす肯定的な指導を行う。
- (3) 部活動における指導に当たっては、生徒の人格を傷つける言動や体罰が厳しい指導として正当化されることがないようにする。
- (4) 部活動の運営に当たっては、教職員や生徒の過度の負担にならないようにするために休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒の心身のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

## 2 運営方法

- (1) 活動は学年学級を離れ、共通の興味関心を持つ希望生徒をもって部を組織し、体育的・文化的活動を行う。
- (2) 部活動の指導は、教師全員で協力して行うことを原則とし、部員数等を考慮してできるだけ複数で当たる体制をつくとともに、外部指導者の活用を図る。
- (3) 顧問会・部長会を必要に応じて開催し、能率的・効果的な部活動運営を推進する。
- (4) 学期中の活動においては、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)なお、平日の休養日は原則として月曜日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- (6) 朝練習、土・日・祝日及び休業中の部活動は必ず顧問(外部指導者)がついて指導にあたる。
- (7) 部の新設は専門的指導者の有無、希望生徒の数や施設設備の状況等を総合的に考慮し、校長が判断する。(現在、実働している部を優先的に考え、部の新設は原則として行わない。)
- (8) 少子化による生徒数の減少等を鑑み、将来的に社会体育での活動に移行できるものは、地域や関係機関と連携、協議を行っていく。

## 3 年間計画

4月	顧問決定	部活動紹介	見学期間	部活動発足会
6月	選手激励会	中体連夏季大会(市大会)		
7月	中体連夏季大会(市大会・地区大会・県大会)			
8月	中体連夏季大会(九州・全国大会)	1・2年生による部発足。		
9月	部再編成のための部会(新部長の紹介)	新人大会	選手激励会	
10月	市音楽会	文化発表会	中体連新人大会(市大会)	
11~2月	中体連新人大会(地区大会・県大会)			

## 4 部活動担当者の役割 ※令和5年度…本村

- 顧問会や部長会を必要に応じて開催する
- 部活動の実施規約・規定について別紙の準備を行う。
- 各部顧問に、部員数一覧の作成・提出を依頼する。
- 部活動場所及びミーティング場所などの割り振りを行うとともに、部室使用の仕方について点検を行う。
- 部活動における教育的効果を高めるために、生徒会活動との連携を行う。
- 生徒の加入状況や各部の活動状況について各部活動顧問との情報交換を踏まえ、将来的な望ましい部活動の在り方について、担当者としての意見を校長に進言する。
- 入部及び退部時の窓口となり、届出用紙の提出や顧問教師・学級担任との連携を図る。

## 5 下校時間、朝練習、休養日について

期 間	下校時刻	期 間	下校時刻
4月	18:15	☆11月	17:30
5～7月	18:30	12～2月14日	17:30
8月～10月新人戦前まで	18:15	2月15日～	17:45
☆10月	17:45	3月	18:00
		卒業式後	18:15

☆印期間において、地区大会以上に出場する部については、完全下校の延長措置を可能とする。

※朝練（7:30～8:10）は、顧問指導のもと実施する。登校は7:10以降とする。

※練習試合や大会及び大会前の場合は延長を認める。ただし長引く場合は着替え等を活動場所へもって行く。（戸締まり、施錠された教室廊下等を、開けたり解錠したりさせない。）

※定期考査時の中止は中間・期末考査の3日前からとする。学年によって異なる場合は原則として長い学年に合わせる。部活動の再開は考査の終了した日からとする。

## 6 部活動一覧

陸 上	バドミントン男子
サッカー	バドミントン女子
ソフトテニス男子	バスケットボール男子
ソフトテニス女子	バスケットボール女子
野 球	バドミントン男子
剣 道	美 術
柔道・相撲	吹奏楽
	水泳・空手他

# 部 活 動 規 定

第1条 同趣味のもとに希望者が参加し、自発的・自主的に活動し、お互いに協力することを学びながら各自の能力を十分伸ばすことを目的とする。

第2条 会員の関心・趣味・能力により希望する部活動に自由に参加することができる。（ただし一部の部活に部員が集中し過ぎ、その部や他の部活の運営に影響及ぼす場合は入部の制限をする場合がある。また、入部しても練習に参加しない生徒は除籍させることができる。）

第3条 部活動は教科外の時間及び余暇を利用して行う。

第4条 部活動は大別して文化部、体育部にする。

第5条 文化部（常設）は次の各部とする。→ 吹奏楽、美術

第6条 運動部（常設）は次の各部とする。→ 陸上、サッカー、剣道、柔道・相撲、野球、バレーボール(女)、ソフトテニス(男・女)、バスケットボール(男・女)、バドミントン(男・女)

第7条 部活動の入部・退部については部活動入部届け用紙の部活動実施留意事項に則って行う。

第8条 各部は部活動発足会で部員名簿を作り、年間計画を作る。

第9条 文化部と体育部は兼ねることができない。ただし、顧問教師間の了解がある場合はその限りではない。その際は、校長へ報告することとする。

第10条 各種競技会の選手は原則としてその部員の中から選出する。ただし顧問教師間の了解がある場合はその限りではない。その際は、校長へ報告することとする。

第11条 部活動の中止期間や開始及び終了、下校時刻等は、関係職員を含めた運営委員会で協議・決定し職員会議で確認する。

第12条 下校時間を厳守しない部は、数日間練習停止の対象となる。

第13条 部活動時の服装は、運動部は体育時の体操服・部のユニホームまたは練習着、文化部は制服または体操服か部のユニホームまたは練習着とする（登下校の着用も許可する）。

第14条 部員の人数は、4月部活動発足会及び新チームスタート時に団体種目においては競技が成立する人数、それ以外については5人未満となったときに休部とし、新年度まで募集の停止を検討する。但し、合同チームなど活動の状況等によっては考慮する場合もある。また、この状態が2年続く場合は廃部を検討する。